大和総研
Daiwa Institute of Research

〜制度調査部情報〜

2006 年 3 月 31 日　全 5 頁

物価連動国債、
区分処理は不要に(確定版)

制度調査部
吉井　一洋

クレジット・リンク債、シンセティック CDO も

【要約】

■2006 年 3 月 30 日に、ASBJ(企業会計基準委員会)は、複合金融商品に関する新しい適用指針を公表した。

■物価連動国債については、現在、複合金融商品としてデリバティブ部分の区分処理（あるいは売買目的有価証券と同等の時価評価）が求められている。

■新しい適用指針では物価連動国債については、区分処理等を不要としている。クレジット・リンク債、シンセティック CDO でも信用リスクが高くなければ（例えば、「満期保有目的の債券」と同程度の信用力であれば）、区分処理等は不要としている。

■新しい会計処理は、2006 年 3 月期からの適用が認められる。

1.適用指針の概要

◎ASBJ（企業会計基準委員会）は 2006 年 3 月 30 日に企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（以下「適用指針第 12 号」という）を公表した。これは、現行の金融商品会計の実務指針の内容を一部改正するものである。

◎改正内容の概略を示すと、下の図のとおりである。

<table>
<tr><th rowspan="2">金融商品</th><th rowspan="2">現行の取扱い</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><th>会計処理</th><th>保有目的（分類）</th></tr>
<tr><td>物価連動国債</td><td>区分処理※1　又は
評価損益計上※2</td><td rowspan="3">◇区分処理・評価損益計上は不要
◇債券として会計処理
◇償却原価法を適用
◇その他有価証券の場合は、さらに時価評価し、評価差額を資本直入</td><td>その他有価証券</td></tr>
<tr><td>クレジット・リンク債
(満期保有目的の債券と同等以上の格付け)</td><td>区分処理※1　又は
評価損益計上※2</td><td rowspan="2">その他有価証券
又は
満期保有目的の債券</td></tr>
<tr><td>シンセティック CDO
(満期保有目的の債券と同等以上の格付け※3)</td><td>？</td></tr>
</table>

※1　ここでいう「区分処理」とは、債券等からデリバティブ部分を区分し、時価評価して評価損益を計上する会計処理を指す。

※2　ここでいう「評価損益計上」とは、複合金融商品全体を時価評価し、評価損益を当期の損益に計上する会計処理を指す。

※3　通常は SPC が優先順位の異なる社債等を発行しており、このうち「満期保有目的の債券」としての適格要件を満たすレベルの格付を受けている社債等が対象となる（適用指針により、「区分処理」や「評価損益計上」が不要となる）。

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

2.物価連動国債と現行の会計処理

◎物価連動国債は、総務省が発表する全国消費者物価指数（CPI）を物価指数とし、その変化に合わせてキャッシュ・フロー（利金額・償還金額）が変動する国債で、2004 年 3 月に 10 年債の発行が開始された。商品性の概略は次のとおりである。

◇満期 10 年
◇全国消費者物価指数（CPI）に想定元本が連動する。
●利払いは年 2 回。利子の金額は利払日の想定元本額に表面利率を乗じて算出する。
●想定元本金額で償還する。
◇物価が下落した場合の元本保証は無い。
◇譲渡制限が付されており、利子に対して源泉徴収不適用の主体(指定金融機関等)、非課税の主体(公益法人等)などに対してのみ譲渡可能とされている。
◇ストリップス化(元本・利息の分離)は不可

◎改正前の金融商品会計基準及び実務指針では、現物の金融資産・金融負債にデリバティブを組み合わせた複合金融商品（新株予約権付社債等を除く。以下同じ）のうち、次の(1)から(3)の要件をすべて満たすものについては、デリバティブ部分を現物の金融資産･金融負債と区分して時価評価し、評価損益は損益計算書上の損益として計上することになる。複合金融商品全体の時価はわかるが、デリバティブ部分を合理的に区分して経理できない場合は、複合金融商品全体を時価評価し、評価損益を当期の損益として計上する。

(1)組み込んだデリバティブのリスクが、現物の金融資産・金融負債に及ぶ可能性がある。
(2)組み込んだデリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす。
(3)その複合金融商品の時価の変動による評価損益が、当期の損益に反映されないこと。

◎物価連動国債の場合は、CPI に連動するデリバティブにより債券部分にリスクが及ぶ（即ち、債券の元本が減少する）可能性がある複合金融商品に該当するものと思われる。したがって、現行の金融商品会計基準及び実務指針に従うと、以下のいずれかの会計処理によることになる。
①CPI に連動するデリバティブ部分を区分処理して時価評価し、評価損益を当期の損益として計上する。
②物価連動国債全体を時価評価し、評価損益を当期の損益として計上する。

3.改正後の取扱い

◎適用指針第 12 号では、複合金融商品（新株予約権付社債等を除く。以下同じ）のうち、組み込まれたデリバティブの経済的性格及びリスクが、現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係があるものについては、上記 2 の(1)の要件を緩和することとしている。

◎改正前の実務指針では、リスクが及ぶ可能性があれば、その可能性の高低にかかわらず、2 の(1)に該当するものとして取り扱われる。しかし、適用指針第 12 号では、組み込まれたデリバティブの経済的性格及びリスクが、現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係がある場合、組み込まれたデリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低ければ、(1)の要件には該当しないものとして取り扱うこととしている。

(1)物価連動国債

◎適用指針第 12 号では「物価指数に係るデリバティブ」の経済的性格及びリスクは利付金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと密接な関係があるものとして取り扱われる。物価連動国債（10 年債）は、国債に「物価指数に係るデリバティブ」を組み込んだものである。物価連動国債の場合、これまでの消費者物価指数の動向を踏まえると、一般に、物価指数に係るデリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられる。したがって、物価連動国債は、区分処理や時価評価による評価損益の損益計上は不要であり、物価連動国債を一つの債券として会計処理する。

◎ただし、償還元本と総受取利息のいずれもが確定していないため、「満期保有目的の債券」には分類できず、「その他有価証券」に分類される。したがって、まず、償却原価法を適用し、その上で償却原価と時価の差額を（資本に直入する）評価差額として処理する。

◎償却額は元本及びクーポン受取額を合理的に予測して計上する。例えば、次のような方法が考えられる。

①期末時点における残存期間が同程度の通常の国債利回りと物価連動国債の予想利回りとの差額に基づいて見積もられた想定元金額及び償還金額を用いて利息法又は定額法による償却原価法を行い、同じ手法によって想定元金額及び償還金額を毎期見直す方法

◇1 年後の想定元金額及び受取利息と償却原価

■物価連動国債の額面金額は 100,000（発行時の想定元金額）、満期は 10 年、クーポンは 4%、額面金額で取得、取得してから 1 年後の物価連動国債の時価は 105,000

■CPI 上昇率　＝　残存期間 10 年の国債利回り（5%とする）
　－　満期 10 年の物価連動国債の利回り（4%とする）
　＝　1%

■10 年後の想定元金額　＝　額面金額 100,000　×　$(1+\text{CPI 上昇率 }1\%)^{10}$
　＝　110,462

■受取利息額　＝　1 年後の想定元金額　×　満期 10 年の物価連動国債のクーポン
　＝　額面金額 100,000　×　（1＋1%）　×　4%
　＝　4,040

■償却額（定額法）　＝　（10 年後の想定元金額　－　額面金額）　÷　10 年
　＝　（110,462　－　100,000）　÷　10 年
　＝　1,046

■償却原価　＝　取得価額（＝額面金額）100,000　＋　1,046
　＝　101,046

■その他有価証券評価差額金（税効果相当額は考慮しない）　＝　時価 105,000　－　101,046
　＝　3,954

■当期の利息計上額　＝　4,040　＋　1,046
　＝　5,086

◇2 年後の想定元金額及び受取利息と償却原価

■取得してから 2 年後の物価連動国債の時価は 120,000

■2 年後の CPI 上昇率　＝　残存期間 10 年の国債利回り（8%とする）
　－　満期 10 年の物価連動国債の利回り（5%とする）
　＝　3%

■10 年後の想定元金額　＝　額面金額 100,000　×　（1＋1%）　×　$(1+3\%)^{9}$
　＝　131,782

■受取利息額　＝　2 年後の想定元金額　×　満期 10 年の物価連動国債のクーポン
　＝　額面金額 100,000　×　（1＋1%）　×　（1＋3%）　×　4%
　＝　4,161

■償却額（定額法）　＝　（10 年後の想定元金額　－　1 年後の償却原価）　÷　9 年
　＝　（131,782　－　101,046）　÷　9 年
　＝　3,415

■償却原価　＝　1 年後の償却原価 101,046　＋　3,415
　＝　104,461

■その他有価証券評価差額金（税効果相当額は考慮しない）　＝　時価 120,000　－　104,461
　＝　15,539

■当期の利息計上額　＝　4,161　＋　3,415
　＝　7,576

※上記数値は、企業会計適用指針第 12 号設例 2 の数値に基づく

②取得価額が取得時の想定元金額と一致している場合において、期末時点の想定元金額を当期末の償却原価とみなす方法

◇1年後の想定元金額及び受取利息と償却原価

■償却原価　＝　1年後の想定元金額
　　　　　　＝　額面金額100,000　×　（1＋1%）
　　　　　　＝　101,000

■償却額（定額法）　＝　101,000　－　100,000
　　　　　　　　　＝　1,000

■その他有価証券評価差額金（税効果相当額は考慮しない）　＝　時価105,000　－　101,000
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝　4,000

■当期の利息計上額　＝　4,040（①を参照）　＋　1,000
　　　　　　　　　　＝　5,040

◇2年後の想定元金額及び受取利息と償却原価

■償却原価　＝　2年後の想定元金額
　　　　　　＝　額面金額100,000　×　（1＋1%）　×　（1＋3%）
　　　　　　＝　104,030

■償却額（定額法）　＝　2年後の想定元金額　－　1年後の償却原価
　　　　　　　　　＝　104,030　－　101,000
　　　　　　　　　＝　3,030

■その他有価証券評価差額金（税効果相当額は考慮しない）　＝　時価120,000　－　104,030
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝　15,970

■当期の利息計上額　＝　4,161　＋　3,030
　　　　　　　　　　＝　7,191

※上記数値は、企業会計適用指針第12号設例2の数値に基づく

③取得価額が取得時の想定元金額と異なる場合において、期末時点の想定元金額に、取得価額と取得時の想定元金額との差額を利息法又は定額法により加減した金額を償却原価とみなす方法

◇発行から1年後に取得（償還までの残存期間は9年）。取得原価は1年後の時価105,000、発行から2年後の時価は、120,000とする。

■発行から1年後の想定元金額　＝　額面金額100,000　×　（1＋1%）
　　　　　　　　　　　　　　＝　101,000

■発行から2年後の想定元金額　＝　額面金額100,000　×　（1＋1%）　×　（1＋3%）
　　　　　　　　　　　　　　＝　104,030

■取得初年度末（発行から2年後）の償却原価（定額法）
　＝　104,030　－　（105,000　－　101,000）　÷　9年
　＝　103,586

■償却額（定額法）　＝　103,586　－　105,000
　　　　　　　　　＝　▲1,414

■その他有価証券評価差額金（税効果相当額は考慮しない）　＝　時価120,000　－　103,586
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝　16,414

■当期の利息計上額　＝　4,161（①を参照）　－　1,414
　　　　　　　　　　＝　2,747

(2)クレジット・リンク債、シンセティックCDO

◎適用指針第12号では利付金融資産及び金融負債に、債務者自身の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合は、これらの経済的性格とリスクは密接な関係にあることとしている。

◎さらに、利付金融資産及び金融負債に、債務者自身では無く第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合でも、第三者の信用リスクを反映した利付金融資産（即ち、当該第三者

が発行した社債等）と考えることができる場合は、債務者自身の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合に準じて取り扱うことができることとしている。

◎SPC（特定目的会社）を用いて発行される社債等の金融商品で、国債などの高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにし、当該SPC以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んで発行されるものがこれに該当する。具体的には、クレジット・リンク債やシンセティックCDOが挙げられる。これらは参照先の発行する社債と同様に考えることができる。

◎適用指針第12号によれば、クレジット・リンク債やシンセティックCDOについては、当該複合金融商品全体の信用リスクが高くない場合は、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性が低いものとして取り扱うことができる。例えば、保有企業が、格付機関による格付に基づいて保有債券を「満期保有目的の債券」に分類できる否か判断するための適格要件を設定している場合は、クレジット・リンク債やシンセティックCDOの格付がこの適格要件を満たす水準以上であれば、信用リスクが高くないと認められる。したがって、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性が低いものとして取り扱うことができる。このような適格要件が設けられていない場合でも、これと同等程度の客観的な信頼性を確保しえる方法により、信用リスクが高くないと判断されている場合は、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性が低いものとして取り扱うことができる。

◎要約すると、クレジット・リスク債やシンセティックCDOが、格付機関から満期保有目的の債券に分類できる水準以上の格付を得ている場合（これと同等程度の客観的な信頼性を確保しえる方法により、信用リスクが高くないと判断されている場合を含む）、区分処理や時価評価による評価損益の損益計上は不要であり、通常の債券と同様に「満期保有目的の債券」又は「その他有価証券」として会計処理することができる。

◎「満期保有目的の債券」や「その他有価証券」として会計処理しているクレジット・リスク債やシンセティックCDOについて、信用リスクが高くないとは言えなくなった場合は、組込みデリバティブ部分を区分処理し時価評価し、評価損益を当期の損益として計上するか、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価損益を当期の損益として計上することになる。この場合、会計処理を変更する時点での時価を新たな取得原価とし、その際の評価差額は全額を当期の損益として計上する。ただし、区分処理を行う場合は、信用リスクに起因する評価差額のみを当期の損益として計上し、残りの評価差額は当期の損益とはしないこともできる。

4.適用時期

◎適用指針第12号は、2006年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。ただし、2006年3月31日以後に終了する事業年度から適用することもできる。3月決算会社の場合は、2006年9月中間期からの適用となるが、2006年3月期決算から適用することも認められる。

◎組込みデリバティブを区分経理していた物価連動国債、クレジット・リンク債、シンセティックCDOについて、適用指針第12号の適用により一体処理することになる場合は、直近の事業年度末の組込みデリバティブと債券部分の貸借対照表価額（時価）の合計額を、当該複合金融商品の取得原価とする。

◎物価連動国債、クレジット・リンク債、シンセティックCDOについて、その全体を時価評価し、評価損益を当期の損益として計上していたが、適用指針第12号の適用により一体処理することになる場合は、直近の事業年度末の貸借対照表価額（時価）を、当該複合金融商品の取得原価とする。この場合、適用指針第12号の適用時点において、保有目的区分を「売買目的有価証券」に変更することにより、従来どおり、評価差額を当期の損益として計上できる。例えば、物価連動国債について、償却原価法を適用するよりは、従来どおり、評価損益を当期損益に計上する方がまだいいと考える金融機関もいる。そのような金融機関は、保有目的を「その他有価証券」から「売買目的有価証券」に変更することで、従来どおりの会計処理を適用できる。